

高教組速報

2013年度 第3号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2013年 5月14日

文責 馬場 隆

賃下げ提案についての第2回県教委交渉

県教委 前回提案を変更せず 交渉は継続

高教組は昨 13 日、賃下げ提案についての 2 回目の県教委交渉を行いました。交渉の冒頭で高教組は、新たに届いた賃下げ反対の署名 293 人分(累計 1544 人分)を手渡し、「教職員の声をしっかりと受け止めてほしい」と県教委の誠意ある対応を求めました。しかし、県教委は「前回(5月2日)の提案内容で理解してもらいたい」「財源が不足するのでやむを得ない」と全く前進のない回答を繰り返すばかりでした。

憲法違反の賃下げを「臨時的措置だから」と容認することはできない

高教組が、「人事委員勧告がないのに賃下げを強行すれば、違憲性が問われることをどう考えているのか」と追及すると、県教委は「人事委員会勧告を尊重するという姿勢は変わらないが、今回は臨時的な措置として理解してほしい」と釈明しました。それに対して高教組は、「憲法が保障している労働基本権にかかわる問題について『臨時的な措置だから』ということを出せば、憲法の人権保障が意味を持たなくなる」と批判し、憲法違反にならないようにするためには、組合が合意できる提案にするしかないはずだと迫りました。

「国が押しつけることはあってはならない」と言いながら、国の押しつけに屈するのか

高教組は、「国が賃下げを押しつけること、そのために地方交付税を削減することはあってはならない」という点は、県も組合も一致している。交付税が削減されたからとして、国が求めるとおりの賃下げを行えば、押しつけに屈したことになると追及すると、県教委は「国に対する考え方は一致する」と言いながら、「現実問題として、あてに

していたお金が来なくなったので、背に腹は代えられない」と財源不足だからやむを得ないという姿勢に終始しました。

「ボーナスは削減しない」「教育職2級(教諭等)のカットは4.77%だけ」という県もある

高教組は、「賃下げの提案をしている県はまだ 10 数県しかないが、その中でもボーナスを削減しない県(佐賀・群馬)や、教育職 2 級(教諭等)の給料月額のカットは全員 4.77 %という県(佐賀・千葉等)もある中で、長崎県として、削減内容をどのように検討したのか」と追及したのに対して、県教委は「それぞれ財政状況などに違いがある」としか答えられませんでした。

「財源不足を全て職員給与削減で補う」という提案は納得できない

高教組が、「財源不足を理由にするのならば、県の財政全体でどうするかを考えるべきだ。全てを職員給与削減で補うという提案は納得できない」と追及すると、県教委は「国が給与減額分として地方交付税を削減したことを明確にしている中で、他の事業の予算を削って給与に回すことは、県民や県議会の理解が得られない」と回答しました。高教組は、「そもそも、国のやり方がおかしいというのは県も言ってきたこと。また、我々は、新幹線など不要不急の公共事業に反対してきた。予算の組み替え等も検討せずに、国の要請どおりに賃下げすることは受け入れられない」として、次回交渉までに提案を検討し直すことを求めました。次回の交渉は 20 日前後の見込みです。

労働条件改悪を阻止するのは団結の力です 高教組の組織拡大にご協力ください